

第21回 村上市議会議会改革調査研究特別委員会記録

1 日 時 平成31年3月8日(金)午後1時30分

2 場 所 村上市役所 第1委員会室

3 協議事項

- (1) パブリックコメント結果及び意見についての議会の考え方について
- (2) 報酬の検討結果について
- (3) 最終報告(案)について
- (4) 村上市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定についての議員発議について
- (5) その他

4 その他

5 出席委員(11名)

1番	河村幸雄君	2番	板垣一徳君
3番	大滝久志君	4番	長谷川孝君(遅参)
5番	佐藤重陽君	6番	鈴木好彦君
7番	川村敏晴君	8番	尾形修平君
9番	竹内喜代嗣君	10番	渡辺昌君
11番	平山耕君		

6 欠席委員(0名)

なし

7 委員外議員(0名)

なし

8 地方自治法第105条による出席者

議長 三田敏秋君

9 オブザーバーとして出席した者

副議長 大滝国吉君

10 議会事務局職員

局長	小林政一
次長	大西恵子
係長	鈴木渉

(午後1時30分)

委員長(平山 耕君)開会を宣する。

協議事項(1) パブリックコメント結果及び意見についての議会の考え方について

平山委員長 協議事項の(1)パブリックコメント結果及び意見についての議会の考え方についてを議題とする。

事務局 局長 それでは、一番上の資料で村上市パブリックコメント手続を行う案件に対する意見の結果ということでホチキス止めされているものをご覧いただく。先般皆様のほうにお送りした資料となっている。期間については、2月21日から3月6日までの14日間の2週間である。提出者が8人、意見として8件、その内訳はその下でファクシミリが

1件、電子メールが7件である。はぐっていただくと、左側が意見、右側にその議会としての考え方の案が記入されている。No. 1である、こちらが答申の内容を見て、ご自分としては結論が20名であるということ、それが市民の理解が得られると考えるということである。これについては議会の考え方としては、本市議会において議員のアンケートを経て、様々な意見を出しあって、また知見の活用を行い、その定数と報酬のあり方について、知見の活用では22名の定数、それからこの委員会の協議の中で22名という結論を得たということ、ご意見をいただくということである。次の2番目であるが、議員定数の削減には賛成だということ。ただし、22が適正だとは言わず、ご自分は18から20が適正と考えるということである。理由が(1)から(5)ということでお示しいただいているものであるが、右側のほう考え方として、これらについてはこの委員会のほうでの議論もあったし、調査会の中でも本市の人口減少の見込みであるとか、近隣市議会との比較がなされていた。また、このご意見いただいた中で議員活動について、それについては答申の中で附帯意見として示されているところであるということでご意見をいただくということにしている。その下3番目として、こちらのご意見は、ただ単に議員の定数を削減することには反対だということである。議員定数の削減は、市民自らが身を切ることに等しい考えであるということ、一方で市民は有能で質の高い議員を望んでいる。その下、議員が働いているか、有能であるかを第三者機関を通じて評価する。そういった市民が一目でわかるような評価制度ができてから、議員の削減を考えても遅くはないのではないかとのご意見である。これに対しては、この特別委員会での議論、それから先ほどの答申の附帯意見にも先ほどと同様だが市域の広さとか、多様な意見の反映が確保されるべきとの議論がなされているし、また附帯意見の中で議員個々の自己点検・自己評価を徹底して公開していただければまた議員活動を議会活動をより一層情報公開していただきたいとの附帯意見があったということに記している。隣のページにいて、番号4である。こちらのご意見は答申と同じく、ご決定と同じく、議員定数については人口5万から10万人の市では平均22人と言われているということであるが、これに比べて村上市は確かに議員数は多いと、しかし、市域が広く県内随一であるということを考えて、平等に政治の光を当てるべき、議員数の削減については慎重に検討していただきたいという意見である。これについては、右側でこの答申書の検討の中で市域の広さ、様々な多様な意見の反映について、確保されるべきとの議論がなされているということでお答えしている。その下、5番として、議員定数の改正案を拝読したということ、これについては少子化の流れから、自然な流れかということである。一方、要望として、人数は減らしてでも意欲やアイデアのある若い世代の方がもっと輝ける村上であってほしいということであった。これに対しては、右側のほうでアンケートとか、この答申においても人口減少、そして同規模の自治体の議会と比べて、定数の減の結論となった。ということで、また一方、附帯意見に今後の議員の活動であるとか、今後のあるべき市議会の姿、市議会像の検討ということでの附帯意見があったということに記している。その下、6番目である。こちらは答申書の内容はその通りだと思うということだが、ただ、その下にご要望的なことで書いてあるのが、市報であるとか議会だよりを読むと議員定数削減だけでは解決しない問題があるのではないかとということで、この基本条例に書かれている内容の実現に近づいていただきたいということ、それから現状の議会に対する見方も追認機関に過ぎないと感じるということ、要望として地域の代表ではなくて、市全体の将来を見据えた議会になってほしいという要望、

これについては右側で同じく議員のアンケート、それから答申においても、本市の人口減少、そして類似団体と比べての定数減の結論ということで、一方で、ご意見に対しては議員活動の改善や今後のあるべき市議会像の検討ということで、上記と同じことを記させていただいた。次7番目として、ご意見としては人口も減少しているので、当然議員定数も減らすのに大賛成であり遅いくらいだということ、今回についてこのパブリックコメントがタイミングとして市報だとか、議会だよりに掲載されなかったことに対してのご意見として、もっと早くご案内するべきであったということでご意見をいただいている。それから議員の任期もあとわずかであると書かれているのは、今回の補欠選挙がしなくても今の人数のままでもうまく回っているのではないかとというお考えと、それから現在の議員の一般質問のことについて述べられているものである。これについては、大賛成であり遅いくらいであるということなので、いただいたご意見を受け止めて、早期の条例化を検討していくということの回答、それから市報に掲載されなかった点については、議会のホームページはもとより、より多くの方々に速やかにお伝えできるように地元新聞3誌に掲載していただいたが、今後、結論について、議会だよりで皆さまにお知らせいたすということで記している。はぐっていただいて最後のご意見であるが、8番目である。こちら長いですが、二段階で記されている。全体としての意見としてとあるが、今回の条例改正の方向に賛成の意見である。その下に理由として書いておられる。その下のお考えについてはこの定数削減に対する考え方、根拠となるものとして、その下あるが、議員さんの稼働量とか、それから人数を割り出せるのではないかとか、そういった論理的な求め方をするべきではないか、その下に感情的にはということ、市民感情のことについて答申に至る議論の中には表現されているが、そういった表現がされているけども、それを捉えて事実関係的な判断がなされることを望むということ、そのことについてその下、このような市民感情が出されるというのは、議員数や報酬に相当するかそれ以上の活動が市民に見えないからではないでしょうかということ、答申に至る議論の中でもご指摘があったのと同じようなご指摘である。その下、市民活動を通してというのがありますが、ご自身がこの市域の中を見て回られたということで、ここでの感想、考え方が書かれているものである。ご自身が回られた経験から、その経験からもということで、5、6行下にあるが、議員数は相当広範な当市では少なくすることは必ずしも望ましいとは考えないとはいえただ、財政や人口の変更を徒歩と車両を利用して、広範な当市では、少なくすることは必ずしも望ましいとは考えない。ただ、財政や人口の変化を現状で見込むと、削減は仕方ないと考えた。そこで提案だが、その点からということで、条例の効力を有期にして経済状況や地域の人口交通事情等変化に伴って、条例の見直しをできる余地を作ることは出来ないかということのご提案である。その下は、今回の定数の削減についてはということで、具体的に議員へのアンケートの結果や、専門的知見を持つ方々の検討による答申、委員会の構成委員数や、人口、活動面積の点からも22名以上は必要と考えるということで、以下3常任委員会が7名程度ということで最低限確保するという考えに賛成だということである。右側の考え方であるが、先ほどの条例の効力を有期にしてということについて主に答えている。この当議会の基本条例の第20条の議員定数のことについては、この改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなくて、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮して、議員活動の評価等に関して市民意見の聴取に努めるものとするとして書かれている。また、同条例第24条第2項の見直しの手続きにおいては、議会は、この条例の施

行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の見直しを行い、必要な措置を講ずるものとするとあると記している。その下、今回の議員定数削減に関する議員定数条例の一部改正（案）は、これによって議会としての見直しを検討してきた結果であるということ、今後とも、あるべき議員定数を検討していくことを記している。それから5ページである、最後のページであるが、これは2行目で意見でないものということで記させていただいたが、今回のパブリックコメントは定数条例の件であるので、いただいている二つの案、意見については、報酬のことについて触れていただいているものである。なので、パブリックコメントについての資料としてはこの一枚は削除というか、付けないものだが、今後の参考にとということで今回この報酬についても付けさせていただいた。以上である。

平山委員長
鈴木 好彦

この件について質疑ないか、あったらどうぞ。皆さん、感想とかないか。
この寄せられたご意見、見させてもらったが、概ね好意的に受け入れられているんじゃないかと、我々の取り組みが。中には1件、定数削減に対して反対ということを書かれている方もいたが、22であるかということは別にして、18から20という方は、その自分の感じだけという形で数字をあげられている。20という人も新発田市を参考にした意見だけど、我々としてはきっちり全国の平均とかを勘案した22という根拠のある数字を出しているの、この方向についてはパブリックコメント上も我々の今回の結論は支持されているんじゃないかなという印象を持った。

佐藤 重陽

私、全員協議会でも言ったが、調査会の報酬のあり方についての答申のときと同じだが、やっぱり定数議員報酬ということよりは、ここに出てきている言葉の節々に、また隠れたところに、やっぱり村上市の議会は働いていないんじゃないか、働きの程度がものを言っているんだよと、要するに考え方の前提にあるんだよというようなふうにとれてならない。やっぱりそういうことについて、くどいようだが議員のあり方、議会のあり方というものを十分考えなきゃいけないんじゃないかな、この定数に限らず。今後の議会改革の大切なところはそういうところにあるんじゃないかなと。本当に今の村上市の議会が市民にどう理解されているか、それこそどういうことを期待されているのか、実際に市民の方で議会のあり方、議員のあり方を問うたら、それは正確な答えは返ってこないと思う。しかし、我々議員が市民と同じ感覚の議員のあり方、議会のあり方の考え方としたら、それは改めていかないといけないし、今後の大きなテーマにしていく必要があるんでないかなと、私はくどいようだが今回もこのパブリックコメントに対する意見を読ませていただいてそういうものを読み取れるなあというふうに感じてならない。

尾形 修平

このパブリックコメントに関しては非常にいい意見をいただいたなというふうには私は思っているし、佐藤委員が言ったように議会の活動はやはり市民の方に見えていないと、それ議会だけじゃなくて、議員個人個人の活動が見えてないんじゃないかなというふうに感じる。だから、意見を受けて議会改革でやるか議会運営委員会でやるかは別としても、議員のあり方、議会のあり方に関しては私は継続して議論していく必要があるんじゃないかというふうに感じた。

平山委員長

ほかにないか。ただいまのパブリックコメントの結果及び意見についての議会の考え方を先ほど事務局長が述べたがこれでいいか。

（「いい」「発表したんでしょ」と呼ぶ者あり）

平山委員長
竹内喜代嗣

まだ。これ聞いてから発表する。
少数意見ではあったが、従来私ども主張しているように多様な意見を議会の場で、議

論される必要性から考えて、これだけの広大な面積があるのでということで、定数についてはこのままということ意見を述べさせてもらった。そのことは、このパブリックコメントでもある程度は反映しているなと思った。しかし、皆さんの意見でもあったように市民の皆さんの厳しい目、議員一人一人の私も含めてだが、活動が市民の皆さんに見えていないんだなということは痛感した。以上である。

平山委員長
事務局 局長

このことについては全会一致で発表したいと思う。
そうすれば、パブリックコメントの今後であるが、この後11日に全員協議会が予定されているので、そのところで全員に公表させていただいて、今後のこの委員会での議論の項目ではあるが、14日が最終日である。今後の当委員会の議論の行方によっては、14日で上程されるタイミングでもってこれをホームページに出していくということで、前回の乾杯条例と同様のやり方を考えている。このパブリックコメントについては、この考え方でご了承いただいたので、もう一点前回の当委員会でもって、考えは22名ということで決まったが、このパブリックコメントを経ても22名ということで、意見がそのままということのご確認いただければと思うが。

竹内喜代嗣
事務局 局長

一貫して現状のままというふうに発言しているが、それはもう全会一致で20名か。

(「多数決とった、前回」と呼ぶ者あり)

竹内喜代嗣
事務局 局長

俺は賛成していない。それはどこかにちゃんと記載してくれるでしょ。
今ほどの件についてはやはり一時不再議の原則もあるし、パブリックコメントの内容でもって、先の議決の内容が変わるものではないので、先の委員会での多数ということがそのままこの委員会での決定となろうかと思う。

平山委員長

この件についてはこれで了承してくれ。この件については、結果等の公表を議案の提案と同時にホームページに掲載することといたすのでご承知おきください。

協議事項(2) 報酬の検討結果について

平山委員長
事務局 局長

協議事項の(2) 報酬の検討結果について、事務局から資料の説明を願う。
ペーパー1枚ものである。先の第20回するときにも若干委員長からふれていただいて、皆様のお考えとしてもこの方針については、まとまったご意見として決定したのではないかということのお話はいただいたが、さらに事務局で音声を確認したところ、表にしてみたものである。見ていただきたいが、左方会派ごとである。驚ヶ巢会であれば、報酬については現状維持ではあるけれど、今回定数を22人にするということの経緯を踏まえて報酬審議会に諮問していただく方がいいということであったし、新政村上においては現状維持ではあるけれども、改選後に議会で主導して検討をするべきということ。

長谷川 孝
事務局 局長

そんなこと言っていないよ。
19回るときが、この1件だったということで記録でみているが。

委員長(平山 耕君) 暫時休憩を宣する。
(午後1時53分)

委員長(平山 耕君) 再開を宣する。
(午後1時56分)

事務局 局長

2月5日の第19回の委員会の記録の中で、長谷川委員のところ、議員報酬に関して

は今後改選時のあとにいろいろな問題が、若い人が本当に興味を持ってくれるのかどうかという勉強会、議会が主導してやればいいということで、それまでは今の議員報酬のままということである、次の改選時にバトンタッチしてもらいたいということ、ということをつまえて、私のほうでメモした中ではこういったことかなということでの今回の記録とさせていただいた。19回、2月5日。

長谷川 孝
平山委員長
事務 局長

2月5日というのは、私しか出ていない。

出ていない。

今回速記というような形で、起こしたものが今回のご用意した資料ではあるが、内容的にはたしかにその後の20回のところでもご議論いただいている。前段私のほうから申し上げたのがこの報酬について、やはりきちんとした今後の事も今ご議論いただいていたようだ。今後の事もあるので、はっきりさせていただきたいということでの、前回の確認ということで書かせていただいたものというのを理解いただいて、今後この各党派でのお考えをご確認していただきながら、きょうまずこの報酬のことについてご決定いただければということの下資料というか、そういった意味合いのものである。

長谷川 孝

2月5日というのは、私だけしか出ていないけれど、その後の最後のやつというのは3人出たでしょ。一番直近のとき。あのときにはたしかに事務局長に議会基本条例をどうなるのかというのを議会運営委員会の委員長とあれしながら、報酬等審議会に諮るというやり方を条例を直さなくてもいいのかという話まで、細かいこと話した覚えはあるんだけど。だからこういう書き方をされるとちょっと困る。

事務 局長

このあとのご議論の中で、前回20回のときにいただいた、その基本条例を直さなければいけないのではないかということの確認を、まず条例の確認をしてくれということだったので、それもこの後のご議論の中でご説明申し上げようと思っていたが。

平山委員長

この次も引っかかるからさ。次の最終報告案を見てくれ。

協議事項(3) 最終報告(案)について

平山委員長
事務 局長

次に(3)最終報告(案)についてを事務局長から説明を願う。

今ほど長谷川委員から、ご質問前回あったことについてということであったので、前回20回では報酬のこと、諮問するにしても基本条例を直さないといけないかと前から言っているということだったので、その確認をということだった。議会基本条例の第21条においては、報酬の改正にあたっては行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに議員活動の評価等に関して市民意見の聴取に努めるものとするということ、前回ご指摘いただいた解説の内容もチェックをするということであったので、解説をお読みするが、議員報酬は行財政改革の側面だけでなく、市が抱える課題や市の将来予測、または人口、面積などの比較検討結果を踏まえるとともに、市民の議員活動に対する評価等の情報収集に努めながら決定されるべきものであると定めるものであると書かれている。一方、市のほうの条例であるが、報酬自体を定めているのは村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例である。この条例を定めるにあたって、市側であるが報酬等審議会に市長は、報酬の条例を提出するにあたっては、市長は報酬等審議会に諮問するということがあるので、流れとしてはその流れで、ただ基本条例では議員が提案するものとなっているので、今までご議論いただいていたとおり、議会の中で報酬のあるべきものについて検討を行い、検討のやり方については、先ほどの基本条例のとおりだが、

それでもって市側、報酬等審議会に提案をする。報酬等審議会がそれを検討して、市長に報告をするという流れになろうかと思う。

長谷川 孝 それはそれでいいんだろうけど、前回の基本条例を作ったことで、基本条例に政務調査費も議会で何とか決めようとしてかかったことがあって、実際24万にしたことがある、議会で。ところがそれが市民の反発を受けて戻したことがある。本当に政務調査費もしかり、議員報酬も我々議員が答申することで反発が来るのではないかという可能性もものすごくあるわけ。だからそれをやはり、どこの市もやっているように報酬等審議会に委ねると、新発田方式では無理だと。今の村上市では新発田方式で議会で決めて、さっさと上げるなんてことはできないと私は思う。今事務局長が言った意味も踏まえて、もう一度議会基本条例がそのままでもいいのかどうかというものも、今後検討していただきたいということである。だから今突然こうしろああしろとは言わないが、そういうのを踏まえた中で今後議論して行かなきゃだめなんじゃないかなというふうに感じている。

事務 局長 この後の高志会のところをご覧になっていただけると、同じようなご意見を19回で出しているわけだが、先に高志会を読ませていただくと、現状維持としても報酬等審議会に議会からアプローチをして、その時期は改選後の第4期の議員でやってもらえればいいということ。ただ、基本条例の変更については、今検討してはどうかということのご意見もいただいていたところである。流れとして説明するが、清流会については、先ずは定数を22人としたということでもって市民の方々の反応を見てはいかかということ。市政クラブについては、調査会の答申、それから附帯意見を今後協議していくべきであるということ、それから日本共産党におかれては現状維持ということでのお考えということの表明があったものである。この19回ときは、こうだったが、今ほどご意見もいただいた中で今後にかかってくるので、この報酬について、最終的などうか、本日の委員会の中で決めていただければありがたい。

平山委員長 去年の3月に決めたように、任期を1年間延ばした。それで今日は最終日だと考えてもらって、でも報酬については結論は出ていないわけなので、もう一度皆さんからそのことを確かめたいと思う。確かめた上で、もう半年ないし1年は延ばすかということも含めて考えたいと思うがどうか。意見を願う。

三田 議長 整合性あるのでちょっとあれだけれど、3番の最終報告（案）についてということであれけれど、最終報告案に次に最終的に議員定数を22名と決定したものだということであれだけれど、報告書あがっているね、そして次に報酬についてはやはり委員会での議論、現状維持とした答申と附帯意見を踏まえて、協議の結果、議員報酬については改めて議会の検討を経たうえで、市の特別職報酬等審議会へ諮問を依頼することと決定したという3行の文があるけど、これと皆さんの改革の委員会との議論を最終的に丸めないと方向が変になるから、皆さんにそれはしっかりと確認してもらったほうがいいんじゃないか。

尾形 修平 今確かに議長言ったとおりである。さっきの報酬に関する各会派の意見を見ると、現状維持という私の判断だと、日本共産党、市政クラブ、清流会も報酬等審議会にかけ具体的な話がない中で将来的に検討すべきだろうということであるし、新政村上市と私どもと驚ヶ巣会は報酬等審議会にと言っているの、ほかの3会派の方に関して、報告書がこれでいいのかというのを確認しないと、これ全員協議会で披露はできないと思う。

平山委員長 もちろん変える。全員協議会に出すのは別にする。

(何事か呼ぶ者あり)

平山委員長 今日皆さんの賛同を得られればですよ、それで文章を変える。

(何事か呼ぶ者あり)

平山委員長 だから俺はさっき最終報告のことを読んでくれと言った。それ見ないとわからないから。議員報酬のことについて、各会派からもう一度聞く。驚ヶ巢会からどうぞ。

(「もう一回説明しろ」と呼ぶ者あり)

三田 議長 もう一回申し上げる。このいわゆる最終報告書を基に今高志会言われるように、3会派は基本的に皆さん全部、今現在は現状維持という考え方だったわけだ。今上げろという会派は一つもないわけだから。ただし、今後のことも考えて議論して特別職報酬等審議会に委ねるといふことの結論でいいのか、だから高志会は清流会、市政クラブと日本共産党に最終答申案をこれでいいのか確認を求めているわけだから、それに沿って、今驚ヶ巢会に意見を求めたって同じ考え方なんだから、他の意見を持っている方にこれでまとまるのか、まとまらないのか意見を求めてくれというのが総意だと思うので、委員長諮ってくれ。

平山委員長 清流会からどうぞ。

鈴木 好彦 清流会としては、まだ報酬等審議会に委ねるところまでの結論に至っていないので、ここで表現するのであれば諮問を依頼する意見もあったという程度、これ表現はあとで考えてくれ。前回まだ一致をみていないけど、そういう意見もあったという程度の表現で表してもらえればいいかなと思っている。

平山委員長 市政クラブさん、どうか。

川村 敏晴 最初に現状維持で結論を出しているし、まずは附帯意見等を協議というふうなことにについてはこの最終報告書にあるように改めて議会の検討を得たうえでというふうなことになっているので、この特別委員会については今回の3月で一応区切りをつけていいだろうと、報酬については、今年度31年度に結論を得ることは不可能だと思うので、ここは改選後にわたっても致し方ないけれども、議員間で報酬のあり方等は協議をしたうえで報酬等審議会にその意見が反映されるような形で協議していただければというふうに思うので、そういう理由でこの最終報告でいいと思う。

平山委員長 日本共産党さん。

竹内喜代嗣 現状維持ということで主張していたが、改めて申し上げますと、現在村上市の圏域あるいは、新潟県全体だけど貧富の格差が非常に市民の間に開いていて、こういう状況の中で報酬等審議会に下げてくれという方向で到底出すわけではないと思われるし、私は現状維持とはあくまでも場合によっては引き下げることも必要な場面も起きてくるのかなと思う、以上。

平山委員長 新政村上さん、この意見でよろしいか。

長谷川 孝 はい。

平山委員長 わかった。次に、最終報告案についての資料を・・・

事務局 局長 先ほど議長からのお話と今ほど3つの会派からご意見をいただいたので、特に日本共産党のあくまでも現状維持だということであるが、事務局のほうでご議論いただく前に書かせていただいて大変恐縮だが、この最終報告案の中でのこの改めて議会の検討を経たうえでということの意味合いにおいては、今回の例えば検討の中には特別委員会を設置し、また特別委員会のお考えで専門的知見の活用までも行って、その結果としては現状維持とするということであったので、今後また改めてその検討を議会全体として行ったときにどのような検討方法をとるかは別として、その結果として必ずそ

の時にすぐ報酬を上げるという結論になるかどうかというのは決まっていなくて現状維持も含めて、当然議会として検討をしていくという状況を見てというのは、先ほどの基本条例にあるとおりであるので、そういう意味では日本共産党からいただいたあくまでもということであるが、それも含めてのこの改めて議会の検討を経たうえでということの文言の中で吸収できるのかなと思うがいかがか。

板垣 一徳

報酬を上げる上げないはどうしても報酬等審議会にかけないといけない。議会で我々が議決して上げたなんてなればそれこそ市民感情から報酬等審議会にもうそれこそとてつもない罰を与えられる。報酬は特別職だから報酬等審議会にかけるとというのが原則である、上げるにも下げるにも。まず、私どもの考えをこの前の話であれば20回の時、いわゆるこの会を延長して、そして私は9月まで報酬のことも含めて、他のことも含めて、今全文に出て、佐藤委員が言うように議会に対する批判がここに載っている。こういうことについてもこの委員会で結論が出る出ないにかかわらず、報酬だけはいずれにせよこれは9月までに現状維持という答えになるかもしれない。けれどもこの委員会で、私は延長して議論していくということ、他を含めて議会改革も含めて、私はそうでなければこれおかしな方向に行く。議員定数だけ減らすということになる。議員定数はこの間の20回の時多数決を採って、今定例会に議員発議をするということはみんなで決めたことだ。だから、ここで決めることはそのこと案分とか、そのことの話と、いつ出すの。それともう一つは、この会を延長をするかしないかということも皆さんに諮らなければならない。そして今議会にこの特別委員会を延長するという議案を出さなきゃならない。委員長の考え方は、ここできょう全部終わりにするつもりなのか。

平山委員長

一応終わりだ。あとは全員で考えるべき。それでもいいし、さっき言ったように延長してやるしかない。本当は委員長を交代して、自分は意見をはっきり述べたいけど、まだそこまで行ってないから。意見述べるわけにいかない、やっぱり。

板垣 一徳

そうすると委員長の考えとしては、今日でこの委員会を閉会にして議長部局にいわゆる全員でやるということになれば全員協議会しかない。また特別委員会を全員でみんなでするなんていうことは意見を集約するのは大変だから、そうすれば議長副議長部局に棚上げしてやることになる。全員協議会に。

平山委員長

それか延長するしかない。

板垣 一徳

だからそこを皆さんに問うたほうがよい。

平山委員長

どうだ事務局長、可能か。

事務 局長

事務局がお答えする内容ではないのかと思うが、今ほどのお話の中で例えば1年間で決まって、3月末までの期間なので、そのお考えとして今回全会一致を目指すということの委員会の考え方であるので、この方針について最終報告案に載っているところのものでいいか、もしくはこれを一部直した形のもので、皆さんの全員のご同意が得られるのであれば、この形でもってまずはこの特別委員会を最終報告をもって終わるということのお考えと、ただし終わるにしても今ほどお話あったとおり、検討項目としては、調査会の答申それから附帯意見の中でもあったとおりでもあるし、このパブリックコメントにもあるとおりなので、検討項目は今後とも必要なもので、それは最終報告にもあるとおり、今後の検討までしていただくということで書いてあるので、次の新しいものを作り上げるか。もうひとつは今ほど、板垣委員からお話あったとおり、議会の最終日でもってこの報告が最終報告ではなくて、途中の報告として行ってさらにもう1年、期間を延長するというご決定をいただくか、いずれかと思う。その議論

の中でこのあとご議論いただこうと思ったが、基本条例の中の議員の政治倫理のことである。これについては、この定数が決定する前にご決定いただいて、22条に第2項を追加するというご決定いただいたが、定数のほうのパブリックコメントをこの3月定例会で出すということで、日程を進めてまいったのでこの政治倫理についての2項を追加することについてはパブリックコメントを出していない。理事者側とすれば議会側がどうしてもこのパブリックコメントをするということの要項とはなっていないが、今までの例によれば、このパブリックコメントをとるべきであるし、また専門的知見を活用したということである程度市民の意見を取り込んだということでもって、パブリックコメントの期間を通常3週間を2週間ということで定数については短縮したわけであるが、この基本条例が議会の最高憲法という位置づけであるということであれば、やはりこの期間についても通常の3週間をとったうえで、市民の意見を伺って決定すべきかと思う。ただ、3月末でもってこの委員会が終了もしくは最終日の報告でもって終了となれば、そのパブリックコメントを受けるべき委員会がなくなっているということである。皆さんのお考えの中で、もし仮にこの委員会を終わるということであれば、その関連することでこの政治倫理のパブリックコメントの結果を受けて条例の改正を上げていくものが、いずれかの委員会が必要かと思う。これではどの委員会ということになれば、通常取り扱いとしては議会運営委員会での取り扱いということで考えられるのではないかと事務局では思っている。以上である。

平山委員長 この委員会が始まる前に局長と話をした。このままでは報酬が決まらないから延長しなければだめだと言ったのだけど、やっぱり一応これはこれで結論出したほうがいいんじゃないかというような話もあって・・・私も板垣さんと同じである。できるわけではない、それわかっている。

尾形 修平 多分、委員長今おっしゃったようにここの議会改革の委員の皆さんがこれで委員会を終結すると思っている人は誰もいないと思う。まだ積み残している部分がいっぱいあるし、当初出発した時点で議員定数と報酬だけじゃないわけだ、この改革の委員会がやらなきゃならないことは。これだけ市民の方からパブリックコメントにしても調査会の報告書にしても、議会として議員として言われているわけだからそれに対してじゃあこの議会改革で残りのもう1年延長して何をすべきかというのは、皆さんで議論すべきだって私は思うので当然1年間は延長するべきだと思う。

板垣 一徳 議長に聞くが、あなた方この特別委員会の委員長副委員長は相談したのか、事務局長。このものを閉じるという話を。論外だよ、私ども20回のときに9月までも議論しようと言った。延長するということは、その時は決定しないよ。だから今回、今の任期のあるうちに今決めて延長して、9月までそのことも含めていろいろなことを含めて審議しましょうということでした。それを突然、委員長と局長と相談して閉じたほうがいいなんて全く番外である。私ども委員からすれば。

事務 局長 今ほどもお話いただいたわけだが、今回20回の記録を皆さんにお出ししてなかったのは大変申し訳なかったが、報酬について第20回の一番最後のほうでお話しをいただいて、先ほどの長谷川委員からもいただいたご意見のあとに、委員長から、お考えとしては6月定例会までに結論を出したいんだということのお話があった。そのとき同時に尾形委員から、そうではないよということのお話もあったわけである。であるので、今ほど決定したのではないかという件についてはちょっと違うのかなと思う。

板垣 一徳 あなた方相談したと言った、委員長があなたと相談したと。議長どう思うのか。
(「延長するかしないかだけとればいい」と呼ぶ者あり)

- 三田 議長 その閉じる閉じないという話には存じていなかったのは、大変失礼だが、皆さんで今聞いてみると、今後まだまだ解決する諸問題があるということなので、本3月定例会に定数は出すことに決定しているの、最終報告ではなくて中間報告として再延長をすることによってよろしいのではないかと。皆さんがそういうご意見なんだから、わざわざ閉じる必要もないし。
- 川村 敏晴 私さっき言わせてもらったが、最終報告の改めて議会の検討経たうえでというようなところはこれで一旦閉めるんだよという前提でそういうふうな解釈をしたと申し上げたとおり、報酬については知見の活用で、定数と報酬は諮問を受けたわけだね。それに対して、定数はわかったけれど報酬だけ再度協議しようというふうなことについて、俺はちょっと市民感情逆におやっと思われるのではないかと。我々あと1年しかない任期の中で報酬についてやっぱりいじるような方向性で答申をもらったものに対して協議をするべきでないという思いがあって、これでよしと。ただ、この特別委員会としては閉じるけども、次の改選後に検討できるような、そういう意味合いでの報酬の議員間の意見交換はすべきだろうというふうに思っているの、あえて延長しなくてもとは思ふ。
- 佐藤 重陽 川村委員なんか誤解しているのではないかなと思うのは、知見を求めるとするのは特定の案件に関して、この委員会だけじゃなくて、ある程度のこう出たものを第三者の委員会を設置して、揉んでそれを答申してもらおうというだけで、議会改革そのものの答申をお願いしたわけでもなくてね。単に議員報酬と定数だけの話で、これはあくまでも議会改革として積み残していることまだあると思う。そう考えたときにであれば必然的に委員長は議員報酬が前提で6月、9月と延長したかもしれないけども、やはり本来の議会改革特別委員会が設置された意義というのは、委員長は議員定数、議員報酬かもしれないけど、我々集められた委員は、そんなつもりはないんじゃないかと思う。この議会がどうあるべきかということの集まりをこの特別委員会の中でやっていくんだと思うので、このまま継続した中で一旦切って、また必要であれば新たになんていうのではなくて、やはりこれは継続した中で1年なら1年の中で揉んでいくべきじゃないかな。その1年後に答えを出せるか、出したところまでのものを決定事項とさせてもらえばいいわけだから。だから一旦ここで切るなんて言い方して、また新たになんていうのはおかしい話だし、このまま継続を提案していくべきなんではないかなと。
- 尾形 修平 今の意見とかぶるかもしれないけど、川村委員が言った意見は確かに調査会に出して答申はもらったけども、それがすべてではないわけだ。パブリックコメントにもあるように、やっぱりいろんな方がいろんな議員報酬に関して、考え方を持っているの、それに反して我々が議論の話をするのはナンセンスだという話だけど、そうじゃなくて、次期の4期までの間に我々が議会改革の委員会のできることを私はやるべきだと思う、まだ1年あるのだから。だから基本的に前回の20回、19回の話の中でも現状維持というふうにはなっているが、誰も今のままでいいと思っていない。仮に、さっき局長が言ったように報酬等審議会に出してもこの調査会の意見も踏まえて出してやれば、報酬等審議会でも現状維持という答えが出てくるかもしれない。先ほど竹内委員が言ったように、逆に下げなきゃならないという意見が出てくるかもしれない。それを含めて、この議会改革調査研究特別委員会で方向性を探そうという話をしているのだから、あとこれ以上話をする必要はないという議論には私はならないと思う。
- 平山委員長 それではこの委員会を延長するかどうかを皆さんに聞きたいと思うが。延長しなくて

もいいという方まず発言してくれ。

川村 敏晴
竹内喜代嗣

先ほど申したとおりである。

要するに報酬だけを議論するような場ではなくて、議会改革ということでこの委員会は継続して・・・

平山委員長
鈴木 好彦

あくまでも議会改革ということで延長する、そうなれば。

今竹内委員が申されたように、まだまだやるべき仕事は残っている。ただ、この委員長のものとひとつの成案をみたこともたしかである。なので、我々というのは各会派を代表して、ここに臨んでいるので委員長、副委員長、人事も含めた形で、もう一度各会派から入れ替えということも含めての組織を、特別委員会としては継続するが、委員の入れ替えもあるという意味合い、余地を残して継続させてもらえればと思う。今回ひとつの成案をみているから、委員長、副委員長にご苦労様と一旦閉じらせて、新たな体制でスタートさせてもらってはいかがかと思う。

佐藤 重陽

鈴木委員のその考えもたしかにあるのかもしれないけど、この委員会が継続する中で正副委員長が変わっていくことはあり得るかもしれないけれど、この委員会を一回閉じて、また新たに立ち上げてメンバーが変わるとなると、スタートが同じところに戻ってしまうのではないかと。私みたいに議員報酬だけじゃない、こうなんだと言っている人間もあれば、議員報酬がすべてだ、これがこうだなんて、考え方の違う人が集まってやるものがまたゼロからでは大変じゃないかなと、継続性がないと。

鈴木 好彦

そのリスクを考えるのであれば、会派で考えてくれ。会派でそのリスクを負うというのであれば人員の差し替えも可能だと、そういう余地を残していただきたいということである。

大滝 久志

私も、ごく最近委員にならせてもらって、この場に初めてきて2回か3回になるか。それで見たら、いつの間にやら報酬のことは最初の出だしのあたりは、議員定数を下げるのだから報酬を上げる方向でということが進んでいたのに、全部そのものが消えてしまってこういうふうな議論になってきたのは、改めて入ってきた人に見たら突然のような話に聞こえる。それをまたメンバーを入れ替えて、改めて出直すんだったらやっぱり解散したほうがいい。

鈴木 好彦

再三申し上げているが、各会派で入れ替えるというリスクを避けるのならそのまま結構だ。ただ、会派によっては入れ替えるということを認めていただきたいと。会派としてはそのリスクを負ってでも人員を入れ替える余地を残していただきたいということである。だからそのリスクを避けたいというのであればそれは人選すれば結構じゃないか。

平山委員長
(何事か呼ぶ者あり)

ここで最終報告案を事務局長に朗読してもらおう。

事務 局長

この最終報告となっているが、最終報告案を朗読する。議会改革調査研究特別委員会の最終報告をいたすということで前段4行はこの本委員会の設置から11名で設置された目的と人数である。その下、平成28年11月4日が第1回目であるが、ここでもってこの委員会の運営等について要綱を協議して、最初は30年3月までを検討期間としたということであるし、会議結果の集約については全会一致に務めるということとしてスタートしている。検討事項については、議会基本条例に関する事項等とすることとし、ということでその他、市民意見の求め方については、パブリックコメントは案ができてからということであるということであった。それ以外については随時、意見を求めることとして、議会ホームページの当特別委員会のところにメール送信ができる

ようにし、なお、議会だよりへの掲載と会議記録の議会ホームページへの掲載を行ってまいったということであった。以降、その検討することとした基本条例の項目を第1条から結果として報告するということである。第1条、目的、第3条、議員の活動原則までは現状のままとする、第4条、議長の責務については、ということで特に正副議長の登庁体制についての議論があったので、現状を踏まえ、事務局とより連絡を密にし、できる限り登庁するよう対応したいとの議長からの発言があつて、これをもって終結したわけだが、なお、関連として、議長の会派及び常任委員会への所属等については、今後、議長の検討によることとされ、その後、議長からは常任委員会委員の辞職願があり、現在、常任委員会委員に所属していないということである。次に第5条、会派については現状のままとし、第6条、市民と議会の関係については、会議の公開についての議論があり原則公開のままとすることとした。次に第7条、市民参画及び協働、第8条、議会の情報提供については現状のまま、次に、第9条、議員と市長等との関係については、倫理条例を検討する中で協議することとしたが、倫理条例の制定は致さなかったため、現状のまま、高い倫理的義務を常に自覚し、市民の代表としての品位を保つよう努めることとされた。次に、第10条、政策等の形成過程の説明要求については現状のまま、第11条、政策立案及び政策提言については、意見としてもっと賛成討論をすべきとの意見があつたということ。次に第12条、議会運営、第13条、委員会、第14条、会議における質疑応答については、現状のままとする。第15条、政務活動費の執行及び公開については、議会ホームページ上に政務活動費審査要綱を載せ、これにより議会運営委員会正副委員長および総務文教常任委員会正副委員長による審査を行っていること、収支報告書の議会窓口での閲覧についても載せることとした。なお、政務活動費の増額の件については、現時点では、現行のとおりとすることとした。次に、第16条、議員研修の充実強化については、現状のまま、第17条、議会事務局の体制整備については、臨時職員数も含め他市との比較をしていくこととした。次に、第18条、議会図書室、第19条、予算の確保については、現状のままとしたが、特に議会図書室については、図書の更新を含めた充実について意見があつたということ。第20条、議員定数、第21条、議員報酬については、条文はこのままとして今後、具体的に検討することとし、特に本特別委員会で集中して議論を行ったということで、その報告については残りの条項の報告の後、述べさせていただくこととした。次に、第22条、議員の政治倫理については、倫理条例の制定について倫理条例案を作成し検討も行ったが、この第22条に2項として、議員は、市からの活動や運営の全てに対して補助金及び助成金の交付を受けている団体等の正副代表、理事、監事その他役員には就任しないものとするを追加することとしました。最後に、第23条、最高規範性、第24条、見直し手続きについては、現状のままとすることとした。そこで、第20条の議員定数と第21条の議員報酬についての検討経過と結果を報告するということだ。以下、定数と報酬についても検討するための特別委員会であることから当委員会で十分議論をつくし結論を出していくという意見もあつたが、議員定数については、審議してもらふ附属機関の設置も含め検討の手法を会派で検討することとされ、まずは報酬の審査方法も含め議員定数と報酬に関するアンケート調査の結果を見ながら意見を取りまとめ検討を始めることとしたということで、アンケート調査は全議員を対象とし、平成29年9月29日から10月10日までの期間で行った。結果については、既に皆様にお示しをした通りであるが、なお、この定数と報酬についての検討方法を当特別委員会での協議とするか、附属機関等での検討とするかについて再度の確認を行っ

て、この第3者による委員会の設置を願うのではなくて、いわゆる理事者側に願うということになったので、そうではなくて、議会として第3者である学識経験者等に調査させることのできる「専門的知見の活用」により行うこととされた。その後、この知見の活用での調査を行っていただく前段として、大学から講師をお招きし議員報酬と定数をどう考えるか、その考え方の根本についてお話を頂き、委員だけでなく全議員に「議員定数・報酬の検討研修会」として講演をいただいた。その後、日程調整の関係もあり、すみやかな知見の活用が行えなかったということで、平成30年3月16日に中間報告を行って、当委員会の検討期間の1年間の延長を決定いただき、その後、あらためて、あるべき村上市議会としての議員定数と報酬について、専門的知見を持つ方々で、なおかつその中には市外の方にも入っていただいて調査検討を行っていただいた。この結果については、既に皆様にお示しした答申書の通りであるが、結果として定数については22名、報酬については現状維持が望ましいとの答申をいただいた。これを受けて、本委員会としての協議を行い、定数については、今までの委員会での議論、議員アンケートの結果、そして答申を尊重してということで「22名」とするという意見と、市域の広さという地域的条件があることやそこでの住民意見を反映させていくためには現状の「26名」とする意見があり、委員会としては「全会一致」望ましいが、定数については委員会で最終案を決定することで採決を行って、賛成多数で、議員定数については現行から4名減の22名とすることで決定し、これをもって、議員定数条例の一部改正条例（案）についてパブリックコメントを行った。この結果と考え方についても既に皆様にお示しした通りだが、22名よりも更に削減すべき、早急に行うべき、削減は慎重に行うべきなど、ご意見をいただいたが委員会としてこれらいただいた意見への考え方の協議を行い、最終的に議員定数を22名と決定したものであるということ。次の報酬については、今ほどのご議論があったので、この3行については変わるということになる。最後は、以上ということで本特別委員会の調査研究結果の最終結果をするとあるが、これが議論の結果としては、中間報告ということになるかと思う。以上である。

平山委員長 今こうして述べたことについては、皆さんは報酬と定数しかやっていないというかもしれないが、あくまでも議会基本条例に則って、一応ずっとやってきた。これ以上やることがないと思っている。したがって、今度やるとすれば報酬だけである。報酬だけで延長したいと思う。それが私の考えである。どうか。

佐藤 重陽 委員長のもとでのスタートの考え方からいうとそれわかるが、問題は決して議会基本条例を見直して、そうすることによって議会改革の中身ができてくるんじゃないかな。そういう話はたしかに会議の流れの中であった。しかし大事なのは、議会改革の中で倫理条例の話もそうだが、一般的な話としてのお題目としての基本条例の見直しはできたかもしれないけど、じゃあそれを具体的にどうやってすすめるんだと。どういう手法でやるんだということが、本来話し合われて議会改革なんじゃないかなというふうに思う。

平山委員長 それについては、あくまでも全員協議会か議会運営委員会でやればよいと思うが。それが考えである。

尾形 修平 だから委員長の考え方で延長するにあたっては、報酬だけだっというのはそれは委員長の考え方だからしょうがないかもしれないが、皆さんの意見を諮ってくれ。私もさっきから言っているように、これだけパブリックコメントにしても、調査会からの意見も出てきている中で、議会としてやらなきゃならないこと、議員としてやらなきゃ

ならないことはまだいっぱい本当に積み残しあると思う。報酬だけでないと思う。その辺のことを皆さんに諮って、1年延長するのが報酬だけでいいのかどうかを含めて聞いてみてくれ。

平山委員長
佐藤 重陽

皆さんにお聞きするが、考え述べてくれ。

私は延長すべきだし、そして議員報酬に限定するものでなくて、やっぱり議会改革という名のもとにもう少し幅広く、言わせてもらうならば、例えば政策立案及び政策提言についての意見としてもっと賛成討論すべきということが、第11条に基本条例にあったというふうに先ほど報告あったが、じゃあそうするためにはどうするか。また私から言わせれば、政策提言のためには本来もっと議員間討議がなされるべきだ。じゃあどういう形で議員間討議ってやるのか、お題目だけはあるが、実際議員間討議なんていうのはそうそうしたことがないわけだ。そういうことについてやはりどうやってそれを具体的にしていくのかというためにも、1年間だから逆に言えば時間は足りないかもしれないが、できるところまでやはり議員改革について取り組んで、特化してやっていくべきだ、議員報酬に限らずやっていくべきだと思う。

大滝 久志

私は議員の報酬だけを議論する場でないと思うし、やはり、議会改革だからいろいろまだやることがあるので、これで結論が出ているわけではないのでやはり延長して、進めるべきだと思う。

長谷川 孝

私たち実は、会派で16日にふれあいセンターで会派の議会報告会をやる。結局、議会でやっても人が来ないというのをなんとか少しでも議会の仕組みとか政策提案をできるというのが議会なんだということを少しでもいいから市民の皆さんにわかってもらうということで今回やることにしたが、そういうのを含めた中で議員定数と議員報酬だけがメインに出るような議会改革ではないとは私も常々思っている。もし、委員長が本当にやる気がないのなら、委員長変わっても1年間延ばせばいいんじゃないか。そんなにやる気ないんだったら、委員長別な人に変わればいい。

平山委員長
長谷川 孝

賛成だ。

それと、清流会の方が言われたように、例えば常任委員会とか特別委員会は委員が勝手にガラガラポンなんかできない、はっきり言って。ここの中で、委員長と副委員長を変えることはできるけど、やっぱり任期というものがこれから1年延びるのなら、その人間がまたそのままやっっていなきゃだめだ。委員を変えるなんてことはできない、常任委員会と特別委員会は。だから、それだけ1年延ばしたらもっと真剣にやるべきなんではないかと思っているので、これから1年間延ばして、委員長にはやる気なくても、とにかく私どもは延ばしてでもほかの面でいろいろな改革をしていなきゃだめだというふうに思っているのですそのようにしてくれ。

板垣 一徳
河村 幸雄

さっき言ったとおりである。これは継続するべき。

市民も厳しい目で問われているようだ。市民の意見に応えるためにも議会を改革するという中で継続を望む。

鈴木 好彦

私はこの3月でもって延長のこの委員会が一旦区切りを迎えると、なので次のステップに向けて委員の入れ替えがあってもいいと申し上げたわけで、ただこれですべてが終わりかという、知見を活用した答申の中にも議員の様々なチェックが必要だと、そのチェックの方法だっていろいろ検討しなきゃいけないはずだし、今回のアンケートの中にも我々に期待される、あるいは苦言というものが多々あるので、これはきっちり受け止めていく場が必要だろうと私は思っている。以上である。

川村 敏晴

今までは一通り最終報告に載った形で目的を協議してきたというふうにとらえている

が、今後さらなる議会改革、方針も含めてだがこれを協議していこうということになると、目的が見えない協議を1年間延長するような格好に、それでよしということであればそうなんだろうけど、最終報告のまとめ方が非常に厳しくなるのかなとは思っているの、ここは皆さんの総意に従わざるをえないかなというふうに感じている。

尾形 修平 私は先ほど来言っているように、当然1年間延長してさらなる議会改革に徹底するべきだと思う。

竹内喜代嗣 報酬だけ審議するような改革委員会の継続ではないというふうに議論がなってきたと思う。それで私は、高い倫理性を求めるような倫理条例が必要だと思っているし、確か阿賀野市だったかな、議員間討議をやっているところもある。一般質問のときでも突っ込むんだよね。それやられると本当に大変だと思うが、市民にはわかりやすくなると思うので、そういった改革も検討していくことを考えていくということであれば、名前のとおり改革は常に必要なもので、そういう方向性での最初ここまでと言ったのが終わるということであれば、もう一度再延長していくことでは私も同意したいと思う。

渡辺 昌 先ほどから皆さんの意見をいろいろ聞いて、特別委員会、今後も継続したほうが良いと思う。ただ、先ほど委員長を変えてまでもという話あったので、その辺のところも検討していただければ、副委員長も含めて、今後の順調に議題を進めていくうえでもその辺のところを皆さんで検討していただければと思う。

大滝副議長 皆さんの総意でこれやっていかなきゃならないと思うし、まだまだ議論しつくさないとという皆さんの意見であるので、このまま継続していかなければならないと思う。

三田 議長 そういうことなんだろうなど。常々議会は改革を進めなければならないんだろうということでの認識であるので、皆さんには難儀をかけるが続けていただきたいと思う。1点だけ、今日議会改革の皆さんがお集まりであるし、ほぼ会派長さんもおられるので一言だけ私からお願いしておく。皆さんもご存じだと思うが、名前は伏せるが閉校記念式典に投稿があった。せっかく教育委員会としては、閉校というのはシビアなものだからということで、議会にもぜひ参加をお願いしたいということで全議員に案内した。出欠は任意であったが、そのところに新聞報道がなされたことは、皆さん承知のとおりだと思う。その次にまた閉校記念式典があった。そのときは、投稿がなかったが、全然その態度が改まっていないというのを目の当たりにした。議会としての倫理観以上に、個人の議員活動、個人の倫理観をしっかりと持っていただくべくこれから、学校では開校式もあるそうである。このことについても教育委員会から議会の出席ということで相談を受けているが、市民の目にさらされる場所でああいう態度をとられてはとてもじゃないが、倫理観以前の問題だと思うので、その辺は会派長さんも議会改革のメンバーもいるので、ぜひともその辺は気をつけてのぞんでいただきたくお願いを申し上げる。

平山委員長 先ほど報酬だけにしてもらいたいと言ったが、議会改革委員会続くのであれば、当然他の事項も審議されると思うが、でも、はっきり言ってこの目的がない。何をやればいいのかというのが私には見えないし、事務局長も見えないと思う。本当に不思議である。そして皆さんでできるのだったら、この場を変えてもらいたい、私のことを変えてもらいたい。そう思うがいかがか。

(「ほとんどの人が続けれとって委員長がやる気ない」と呼ぶ者あり)

板垣 一徳 最終報告じゃなくて中間報告するまでは、こんな中途半端で、もう何日で議員定数も決まるんだよ。今そんな時期でない。この次、継続するというのをまずしっかりと

ここで意見を聞いたのだから、継続するならするということをもとめて中間報告もちゃんとするんですよ。あなたするんでしょ、中間報告。今になって、中間まとめてきた人が俺責任持てないから逃げるなんてことは最悪だ。本当にそういう考えがあるのならこの次に正式にそういうことを議題としてここに上げて、そして私どもに審議をしていただくというのは普通なんじゃないのか。

平山委員長 わかった。頑張ってる。細かなこのことについての最終報告案についての細かな意見については、先ほど自分が言ったことも含めて委員長に一任させてくれ。考えて書くから、あくまでも中間報告だ。

大滝副議長 今1年間延長とあるが、皆さんにやるかやらないか諮ってから。
(何事か呼ぶ者あり)

平山委員長 継続するから納得してくれ。私から特別委員会の報告を11日の全員協議会において、このことを報告して、さらには14日の議会最終日に中間報告を発表したいと思うのでよろしく願います。

平山委員長 この件については、以上のとおりとする。ここでお諮りする。先の18回の委員会で決定をいただいていた、議員の政治倫理に関わる議会基本条例の一部改正について、第22条の2項に加えることとした。パブリックコメントも含めて今後の取り扱いについて事務局から説明願う。

事務 局長 それでは今ほど、この特別委員会がさらに提案でもって延長されるという方向性が示されたので、そうすれば、通常のパブリックコメントの上げ方でもって示して行って、この委員会でもってご議論いただいて、条例改正ということの手続きを進めていきたいと思う。

平山委員長 この件については、以上のとおりとする。

協議事項(4) 村上市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定についての議員発議について

平山委員長 協議事項の(4) 村上市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定についての議員発議についてを議題とする。

事務 局長 それでは、最後の資料1枚のものである。これは先に見ていただいたパブリックコメントと同様のものであるが、議員定数、村上市議会議員定数条例の一部を改正する条例ということで、この条例の一部を次のように改正する。本則中、26人を22人に改めるということである。その附則については、今までの条例の附則よりも具体丁寧に書かれている。この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の村上市議会議員定数条例の規定は同日以後初めてその期日を告示される、村上市議会議員一般選挙から適用されるということであるので、当然、補欠選挙ではなくて、通常の一般選挙から適用するということになるということである。裏面については、新旧対照表ということである。先ほどご議論の中にもあったとおり、この発議の時期、仕方についてご議論いただきたいと思う。以上である。

平山委員長 この件について意見ないか。発議の仕方は全員は無理だろうから。

板垣 一徳 発議は副委員長が提出者になる。だから、この委員会を中心に、でも竹内委員みたいに俺反対だからだめだよという人は、名前書かなくて、反対するような書いてもこれ違反だから、同志の我々も書くし、私どもは賛成だから。10名が必要なのか、その辺のことは。10人なら10人を書いてもらう人を人数だけ、ここで決めていただいて。

(「議会改革のメンバーでよい」と呼ぶ者あり)

板垣 一徳 それでいい。議会改革の賛同者だけでいいのかどうか。発議なんだから10人なら10人

集めて、議長に提案するかということさえ決めておけば、ここだけでもいいんだよ、成立する。発議は成立するけども、ここだけでいいといえばここだけでいいけど。

平山委員長 発議の提案者についてはここだけのメンバーでいいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

平山委員長 この件については、以上のとおりとするが、議員定数については全会一致でないことから議員発議にあたっては、条例の一部改正に賛同する委員により行いたいと思うが、これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平山委員長 異議なしと認める。本委員会終了後、賛同する委員の署名をいただく。また、提案者は、渡辺副委員長にお願いする。

協議事項(5) その他

平山委員長 次に(5)その他について、事務局から何かあったらどうぞ。

事務局長 ない。

平山委員長 次の日程は全然今のところありません。

委員長(平山 耕君) 閉会を宣する。

(午後3時06分)